

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	市民局区政支援室地域安全担当 (06-6208-7317)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	客引き行為等禁止区域での違反者への禁止行為の中止命令
概要	客引き行為等禁止区域に指定したキタ地区・ミナミ地区の一部で、客引き行為等を行ったものに対して中止するように命令します。
根拠法令等 及び条項	大阪市客引き行為等の適正化に関する条例第11条第6項 ( <a href="http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html">http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html</a> )
処分基準	①条例に基づき指定した禁止区域(原則一切の客引き行為等禁止)において、禁止行為である客引き行為等を行ったもの及びさせた者に対し中止するよう指導する。(ただし、禁止区域に接している土地又は建物において営業を行う市民等が当該土地又は建物の敷地の境界線から1メートル(当該土地又は建物の敷地に接している禁止区域の部分の幅員が4メートル未満の場合にあっては、当該幅員の4分の1の距離)までの範囲で行なう客引き行為等は除く) ②上記①の指導をしたにもかかわらず、上記指導を受けたものが禁止行為を中止しないときは、禁止行為を中止するよう勧告する。 ③上記②の勧告をしたにもかかわらず、上記勧告を受けたものが当該勧告に従わないときは、禁止行為を中止するよう命令する。
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000267087.html">http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000267087.html</a>
備考	